



戴 相龍 天津市長の表敬訪問を受ける
山本大臣 (10月24日)



財務局長会議において挨拶する山本大臣
(10月25日)

目次

【トピックス】

- 北朝鮮関連の金融庁の一連の措置について…………… 2
- 新しい金融商品取引法制について (パンフレット) …… 3
- 「金融庁の1年 (平成17事務年度版)」について…………… 3
- わが国証券取引所をめぐる将来ビジョンについて (論点整理 (第三次)) …… 4
- 足利銀行の受皿に関するワーキンググループについて…………… 5
- 大臣、副大臣、政務官の交代について…………… 6

【特 集】

- 本人確認法施行令等の改正について…………… 7

【金融ここが聞きたい!】…………… 9

【お知らせ】

- 大臣・副大臣・政務官への質問募集中…………… 11
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内…………… 11

【9月の主な報道発表等】…………… 12

【トピックス】

北朝鮮関連の金融庁の一連の措置について

- 本年7月16日の国連安全保障理事会において、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転防止を盛り込んだ決議が全会一致で採択されたことを受け、わが国政府においては、9月19日に「[北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転を防止する等の措置について](#)」が閣議了解され、資金移転防止措置の対象者に指定された北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者（15 団体・1 個人）に対し外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく資金の移転を防止する等の措置が行われることになりました。
- この措置を踏まえ、金融庁においては、金融機関等に対し本人確認義務等の履行の徹底及び組織的犯罪処罰法に基づく「[疑わしい取引](#)」の届出の徹底を要請しました。
- 更に今般、北朝鮮の核実験に関し、10月11日に対北朝鮮輸入禁止等の措置が閣議了解されたことを受け、10月13日に「[対北朝鮮輸入禁止等に伴う当面の緊急対策について](#)」が取りまとめられました。同日、金融庁としては、この対策の内容を踏まえ、全国銀行協会等の関係諸団体に対し、3点の要請を行いました。
 - ① 当該緊急対策等の内容を周知すること
 - ② 対北朝鮮輸入禁止等に伴い影響を受ける方々に対し、その実情に応じて、関連する貸出の円滑化、貸出金の返済猶予などの適切な対応に努めるよう要請すること
 - ③ これらの取組みについて、関係諸団体において適切にフォローアップすること
- 更に、この要請文では、上記3点に加え、9月19日の閣議了解を踏まえ、引き続き、[金融機関による本人確認や疑わしい取引の届出について](#)、対応の徹底を要請したところです。
- また、10月17日には、これら措置について、財務局等に対し、①各金融機関の態勢整備の概要、及び②貸出の円滑化及び貸出金の返済猶予の実績、について、フォローアップの上、報告するよう[要請](#)しています。

現在、国連による北朝鮮制裁決議の採択を受けた対応について政府として検討が進められているところですが、金融庁としては、北朝鮮に対する今後の国際的な取組みや、国内の金融機関等の動きについて、引き続き注視していき、必要に応じ適切な措置を講じてまいります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転を防止する措置について](#)」（平成18年9月19日）および「[対北朝鮮輸入禁止等に伴う当面の緊急対策に係る金融庁の措置について](#)」（平成18年10月13日）アクセスしてください。

新しい金融商品取引法制について（パンフレット）

先の通常国会において、[「証券取引法等の一部を改正する法律」](#)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、平成18年6月14日に公布されました。

この法改正は、4法律の廃止及び89法律の改正を行うものであり、その内容も広範にわたっています。そこで、金融庁では、この法改正の概要を分かりやすく解説するために、パンフレット「新しい金融商品取引法制について」を作成いたしました。

このパンフレットでは、金融商品取引法制を以下の4つのテーマに大別して、図やイラストを用いて解説しています。

- ① 投資性の強い金融商品を幅広く対象とする横断的な利用者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築
- ② 開示制度の拡充
- ③ 取引所の自主規制業務の適正な運営の確保
- ④ 不公正取引などへの厳正な対応



このパンフレットは、全国の財務局又は財務事務所において配布するとともに、金融庁ホームページに掲載しています。また、英語版パンフレットを[金融庁英文ホームページ](#)に掲載しています。ご活用いただければ幸いです。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「金融庁の政策」内の「政策の一覧へ」から[「新しい金融商品取引法制について」（パンフレット）](#)（平成18年9月19日）にアクセスして下さい。

また、金融商品取引法制の概要については、「アクセスFSA」[第44号](#)、[第45号](#)、[第46号](#)と3回にわたって、特集「金融商品取引法制の概要について」を掲載していますのでご参照下さい。

「金融庁の1年（平成17事務年度版）」について

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政を行っています。

平成17事務年度（平成17年7月～平成18年6月）においては、不良債権問題が正常化する中で、金融機関が積極的にリスクを取っていけるような「正常な金融」の復活に向けて、金融・資本市場の構造改革と活性化を一層図るとともに、金融商品・サービスの利用者が安心感と信頼感を持って取引できる環境を整備するための、各般の取組みを進めてまいりました。

例えば昨年10月には、金融機関の販売チャネルを多様化し、顧客の金融サービスへのアクセス改善と金融機関の業務の効率化を図る制度設計として、銀行法等の改正による銀行代理店制度を見直しました。また、本年6月には、金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、投資者保護を拡充するための横断的な法制として、証券取引法を改組して「[金融商品取引法](#)」（いわゆる投資サービス法制）とする法律等が成立しました。

さらに、金融商品・サービスを巡る苦情・トラブルや金融犯罪の急増、金融・資本市場の公正・信頼

を損なうような不正取引やシステム不具合の頻発など、金融システムの安全・安心という点に照らして看過できない問題が多発したことを踏まえ、利用者の安心を確保し、市場の信頼性向上を図るための各種施策にも取り組んでまいりました。

「金融庁の1年」はこうした金融庁の平成17事務年度における様々な取組みを、制度の企画立案、検査、監督の各般にわたって取りまとめたものです。

「金融庁の1年」が、国民にとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなることを期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「金融庁の1年（平成17事務年度版）について」（平成18年9月15日）](#)にアクセスしてください。

わが国証券取引所をめぐる将来ビジョンについて（論点整理（第三次））

金融担当大臣の私的懇談会である、[「証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会」（座長：成田豊（株）電通最高顧問）](#)は、昨年11月以降に証券取引所において発生したシステム障害等を受けて開催され、システム問題や上場規則をはじめとする取引所ルールのあり方等について議論を行い、論点整理等の形でその成果を発信してきました。

※ 証券取引所のシステムに関しては、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「証券取引所のシステム整備のあり方等に関する論点整理（第一次）」（平成18年2月23日）](#)並びに[「証券取引所のシステム整備のあり方等に関する論点整理（第二次）」](#)及び[「証券取引所システム整備等に関する工程表」（平成18年3月31日）](#)にアクセスしてください。

当懇談会では、それまでのシステム関係の議論に引き続き、第6回会合（平成18年6月30日）から4回にわたり、取引所の上場や自主規制機能との関係、世界的視野の中でのわが国取引所市場のあり方など、わが国取引所が今後直面すべき様々な問題について意見を交換し、懇談会における議論の内容を整理して、先般[「わが国証券取引所をめぐる将来ビジョンについて（論点整理（第三次））」（平成18年9月13日）](#)として公表しました。

この論点整理は、昨年来生じた証券取引所をめぐる諸問題に関しての有識者による検討という観点からは、一つの区切りとなるものであり、そこで示された指摘や提言は、あくまでも有識者の立場で望ましい方向性を示したという性質のものではありますが、今後、わが国証券取引所の業務運営の中で活かされていくことが期待されます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「わが国証券取引所をめぐる将来ビジョンについて（論点整理（第三次））」（平成18年9月13日）](#)にアクセスしてください。

足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループについて

足利銀行については、平成15年11月29日、預金保険法第102条の規定に基づき、[金融危機対応会議](#)の議を経て、第3号措置（一時国有化）が講じられた以降、同行において、様々な抜本的な経営改革等の取組みが進められております。

こうした取組みが着実に成果をあげていることを踏まえ、同行の受皿について具体的な検討を開始することとしました。

受皿の選定に当たっては、
「金融機関としての持続可能性」
「地域における金融仲介機能の発揮」
「公的負担の極小化」

という三つの基本的な視点に立って、検討を進めていくこととしています。

受皿選定作業の進め方は、以下のとおりです。

- ・ **第1段階**として、受皿に求める基本的な条件を提示して受皿候補先を募り（公募要領を公表）、事業計画の提出を求める候補先を選定。
- ・ **第2段階**として、第1段階で選定した候補先に対し、足利銀行の受皿移行後の事業計画を提出するよう要請。その内容を審査して、譲受条件等の提出を求める候補先を絞り込む。
- ・ **第3段階**として、第2段階で絞り込んだ候補先に対し、足利銀行の企業価値を適正に評価したうえで譲受条件及び必要な修正を加えた事業計画を提出するよう要請。それらの内容を審査して、最終的に受皿を決定。

こうした作業を進めていくに当たり、外部の有識者より専門的立場からアドバイスを受けるとともに、地域の意見を伺う場として、金融庁長官の私的懇談会である、[「足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ」](#)（座長：村本孜 成城大学教授）を開催することとしました。

同ワーキンググループは、9月5日（火）の**第1回**会合以降、これまでに3回開かれ、栃木県知事より金融担当大臣出席の下で足利銀行の受皿選定に関する地域のご意見、ご要望等を伺い、また、公募に当たって受皿に求める基本的な条件について議論を行いました。

当庁としては、足利銀行が栃木県を中心とする地域において利用者の信頼を確立し、金融仲介機能を持続可能な形で発揮できるよう、適切な受皿の選定に向けて努力してまいりたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「審議会・研究会等」から[「足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ」](#)にアクセスしてください。



福田栃木県知事が足利銀行受皿に関する要望書を山本大臣に提出（10月16日）

大臣、副大臣、政務官の交代について

平成 18 年 9 月 26 日（火）、安倍 晋三 議員が第 90 代内閣総理大臣に就任され、午後、内閣府特命担当大臣（金融）・再チャレンジ担当に山本 有二 議員が就任されました。

[山本 内閣府特命担当大臣（金融）・再チャレンジ担当](#)は官邸における大臣就任挨拶で次のように述べられました。

「再チャレンジ担当、金融担当を拝命いたしました山本有二でございます。どうぞよろしくお願いたします。

安倍総理総裁が、総裁選挙で公約されました再チャレンジ政策、またはそれ以前に今年 5 月に中間取りまとめが行われた政策でもございますが、努力した人が報われ、失敗しても何度でも再チャレンジできる、そういう社会の実現のために努力して欲しいとお言葉がございました。関係大臣、各大臣と協力いたしまして真剣に取り組んでいきたいと思っております。

また、金融担当でございますが、この金融行政の目的であります利用者保護、公正で透明な市場機能の整備、また信用秩序の維持のために先頭に立って頑張る所存でございます。特に、安定期から活力を備えなければならないこの時期にありまして、再チャレンジに最も障害となっております多重債務者問題等を解決していきたいと考えております。以上でございます。宜しくお願いたします。」

その後、皇居にて行われた親任式・認証式に出席した山本大臣は、閣議出席後、金融庁がある中央合同庁舎第 4 号館に初登庁され、[閣議後大臣会見](#)に臨まれました。

翌 27 日（水）には金融庁大臣室において与謝野前大臣との引継ぎが執り行われ、同日午後には[渡辺 喜美 内閣府副大臣（経済財政・金融・再チャレンジ担当）](#)、及び[田村 耕太郎 内閣府大臣政務官（経済財政・金融・再チャレンジ担当）](#)が初登庁されました。



閣議後大臣会見を行う山本大臣（9月26日）

【特 集】

本人確認法施行令等の改正について

1. 本人確認法について

本人確認法¹は、預貯金口座の開設や200万円を超える大口現金取引などを行う際に、金融機関に対して顧客の本人確認等を義務付ける法律で、平成14年4月に制定され、平成15年1月から実施に移されています。

その背景には、平成13年9月の米国同時多発テロ事件の発生や、麻薬・銃器犯罪等の増加に伴うマネー・ローンダリング対策の必要性の高まり、といった国際社会の要請がありました。

2. 今回の改正の趣旨

マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための政府間機関であるFATF（Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会）は、2001年に「テロ資金供与に関する特別勧告」を策定しており、このうち「電信送金に関する特別勧告VII」において、2006年末までにFATF参加国に対し、1,000米ドル又は1,000ユーロを超える電信送金について、本人確認の強化等を求めています。

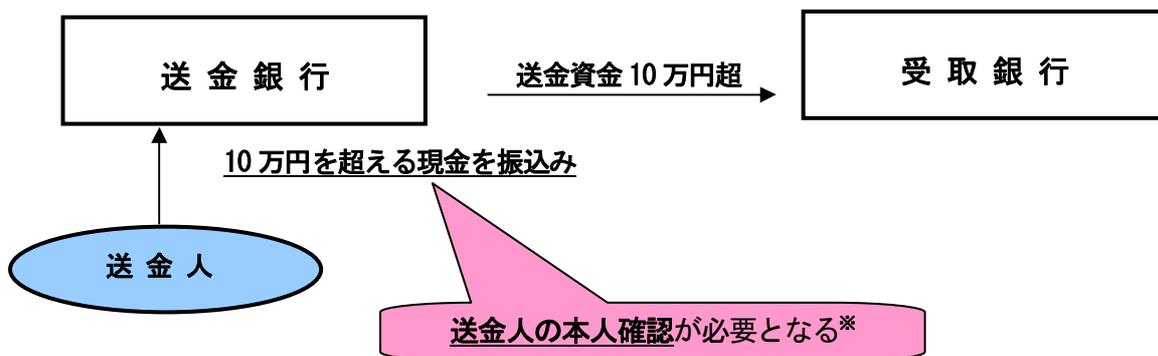
我が国における上記勧告実施の一環として、今般、本人確認法施行令及び同法施行規則について、所要の改正を行いました（本年9月22日公布、平成19年1月4日から施行）。

この改正の結果、平成19年1月4日以降、10万円を超える現金送金などを行う際に、金融機関は、送金人の本人確認等を行うことが必要になります。

3. 10万円を超える送金を行う場合の取扱い

この改正が施行される平成19年1月4日以降、10万円を超える現金の振込みを行う際には、金融機関の窓口において、運転免許証、健康保険証、パスポートなどの本人確認書類の提示が必要になります。ATMでは10万円を超える現金の振込みはできなくなるので、注意が必要です。

一方、現金でなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATM、窓口のいずれにおいても、引き続き従来と同様のやり方で振込みを行うことが可能です（ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります）。



※ 送金人の預貯金口座から送金する場合には、基本的には、本人確認の必要はない。

○ 提示が求められる本人確認書類

個人の場合：運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、
母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書、
住民基本台帳カード（氏名・住居・生年月日の記載があるもの）など
法人の場合：登記事項証明書など

¹ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律

4. おわりに

金融庁としては、この制度が円滑に実施されるように、ポスターの配布や新聞・雑誌への掲載など、広報・周知にしっかりと取り組んでいくこととしています。また、金融機関に対しても、窓口の混乱防止等のために必要な態勢整備を要請しており、今後もその実施状況をしっかりと注視していきたいと考えています。

今回の措置により、利用者の方々にはご不便をおかけする面がありますが、このような措置をとることにより、金融機関を通じて不正な資金の移動が行われることを防止するとともに、仮に不正な資金の移動が行われた場合においても、そうした資金移動を事後的にチェック・追跡することが可能になります。

マネー・ローンダリング、テロ資金対策という目的のため、国際的な要請を受けて行う今回の改正について、国民の皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「金融庁の政策」内の「政策の一覧へ」から[「本人確認法について」](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見等](#)」のコーナーにアクセスしてください。

〔保険金の未払い関係〕

Q： 損害保険会社の保険金の未払い問題で、大量の未払いがあったという報告になることが確実視されていますが、大臣の印象と金融庁としての対応方針をお聞かせください。

A： 正式な報告はまだこれからですが、仮に追加的な未払いが認められた場合、報告内容について精査、確認を行い、経営管理体制、支払管理体制等を詳細に検証した上で、件数の多寡のみではなく、当該事実の内容に応じて、行政上の対応を含めて季節に対応を図ってまいります。

【平成18年9月29日（金）閣議後記者会見 抜粋】

Q： 保険会社にとって保険金を支払うのは基本的な業務だと思うのですが、未払いが意図的でないからいいのか、意図的だからより悪質なのか、大臣のお考えをお聞きしたい。日本はオーババンキング状態であるという意見がありますが、特に、地方銀行に対しての見解をお聞かせください。

A： 意図的であるかどうかの举证責任は、恐らく会社の方にあるだろうと考えております。一般論で言えば、商品がより細かく複雑化して容易に消費者に判断できないという観点からすれば、意図をせずしても消費者に何らかの損害を与えたならば、それについての举证は会社側に委ねられるべきものであらうと思っております。

【平成18年9月29日（金）閣議後記者会見 抜粋】

〔北朝鮮関係〕

Q： （閣議における北朝鮮に対する経済制裁の大臣発言を受けて）金融庁としての対応はどうされますか。

A： 金融庁としては、そうした措置を受けまして、今後、各金融機関、特にそうした北朝鮮貿易との営業の中で、いわゆる国内企業、そうしたものに対する貸付等についての相談窓口等を設けて、経営に対して懸念がないように、また、関係金融機関で出来得ることに対して、出来るだけ政府系金融機関等とも話し合いの上で、民間金融機関にも努力をお願いしたいと促すつもりでございます。

【平成18年10月13日（金）閣議後記者会見 抜粋】

〔足利銀行の受皿選定関係〕

Q： 栃木県知事から大臣へ要望が行われたと思いますが、大臣のご見解をお聞かせください。

A： 知事、県議会議長、特別委員長、そして選出の衆参の国会議員の先生方、またお出かけにならなかった国会議員の先生方からは伝言や欠席する旨ご報告があるなど、大変ご熱心な要望活動でございました。皆様異口同音に地域における金融仲介機能ということについて、持続的に、またさらに十全をきたしてほしいというようなご期待の発言が多く、ご熱心さに感銘を受けたというように感じております。

【平成18年10月17日（火）閣議後記者会見 抜粋】

〔その他〕

Q： 福岡銀行が九州親和ホールディングスを事実上傘下におさめるとの報道があるが、大臣の所感を伺いたい。

A： 個別行のことについてはコメントできないが、一般論で申し上げますと、各地方銀行、それぞれ経営努力の中でご判断されるものだろうと思っております。特に各地域ごと景況感バラバラでございますので、なお一層、仲介機能にご尽力いただきたいと思います。

【平成18年10月13日（金）閣議後記者会見 抜粋】

Q： 本日、三井住友フィナンシャルグループが公的資金を完済すると、いわゆるメガバンクの公的資金は一通り完済されるが、大臣の御所見を伺いたい。

A： 目的に向かう一里塚として、記念すべき非常に喜ばしいことであろうと思っております。将来、さらに各行活力を得て、対外的競争力や、利用者における信用、そういったものについて厚みを増していただいて、健全な金融市場を確立していただきたいと思います。

【平成18年10月17日（火）閣議後記者会見 抜粋】

【お知らせ】

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただきます、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等をご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」へどうぞ。

【9月の主な報道発表等】

- 1日(金) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 足利銀行の受皿の検討について
 ・ 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成について（追加）
 ・ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）及び証券会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果について
- 5日(火) [アクセス](#) ・ 第1回 足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループを開催
- 6日(水) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 金融審議会第20回総会・第8回金融分科会を開催
 ・ 第43回金融審議会金融分科会第一部会を開催
- 8日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社豊和銀行に対する行政処分について（九州財務局長処分）
- 12日(火) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 第二回金融機能強化審査会の開催
 ・ 第9回金融審議会公認会計士制度部会を開催
- 13日(水) [アクセス](#) ・ 「証券取引法等の一部改正に伴う証券取引法施行令等の改正案」の公表について（パブリックコメント）
[アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 第9回 証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会を開催
 ・ わが国証券取引所をめぐる将来ビジョンについて（論点整理（第三次））
- 14日(木) [アクセス](#) ・ 公認会計士の懲戒処分について
- 15日(金) [アクセス](#) ・ 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表について（パブリックコメント）
[アクセス](#) ・ 消費者信用団体生命保険への対応について
[アクセス](#) ・ 株式会社オリカキャピタルに対する行政処分について（関東財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 三島信用金庫に対する行政処分について（東海財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 朝銀西信用組合に対する行政処分について（中国財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 佐原信用金庫に対する行政処分について（関東財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 銀行の合併について
[アクセス](#) ・ 株式会社紀陽ホールディングスに対する資本参加の決定について
[アクセス](#) ・ 「金融庁の1年（平成17事務年度版）」について
- 19日(火) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転を防止する措置について
 ・ 「新しい金融商品取引法制について」（パンフレット）を作成
- 20日(水) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 銀行持株会社の設立認可について
 ・ 株式会社山口銀行、株式会社もみじホールディングス及び株式会社もみじ銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について
- 21日(木) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会（第32回）、情報技術革新と金融制度に関するWG（第18回）合同会合を開催
 ・ 中小・地域金融機関の主な経営指標を更新
- 22日(金) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 札幌証券取引所に対する行政処分について
 ・ 福岡証券取引所に対する業務改善命令について

- | |
|----------------------|
| アクセス |
|----------------------|

 - ・ 熊本第一信用金庫に対する行政処分について（九州財務局長処分）
 - | |
|----------------------|
| アクセス |
|----------------------|

 - ・ 福井信用金庫に対する行政処分について（北陸財務局長処分）
 - | |
|----------------------|
| アクセス |
|----------------------|

 - ・ クレディ・スイス投信株式会社に対する行政処分について
 - | |
|----------------------|
| アクセス |
|----------------------|

 - ・ 「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対するパブリックコメントの結果について
- 25日(月)

アクセス

 - ・ 学校における金融経済教育の一層の推進に係る文部科学省への要請実施

26日(火)

アクセス

 - ・ 金融庁訓令「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準」の一部改正について

29日(金)

アクセス

 - ・ 証券会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等（案）及び証券会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）について

※

アクセス

 マークのある項目につきましては、

アクセス

 から公表された内容にアクセスできます。